

市川市告示第 1 5 6 号

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定についての一部を改正する告示

平成 2 4 年市川市告示第 1 3 1 号（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成 2 7 年 8 月 5 日から適用する。

平成 2 7 年 8 月 5 日

市川市長 大 久 保 博

第 1 項中「並びに老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。